

徳島県グリーン調達等推進方針

平成14年3月28日策定
平成15年3月28日改正
平成16年3月30日改正
平成17年3月29日改正
平成18年3月27日改正
平成19年3月30日改正
平成20年3月31日改正
平成21年3月31日改正
平成21年11月1日改正
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成24年3月28日改正
平成25年3月28日改正
平成26年3月28日改正
平成27年3月31日改正
平成27年10月9日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成30年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年4月1日改正
令和7年4月1日改正
令和8年3月25日改正

1 目的

本県では、エコオフィスとくしま・県率先行動計画（以下「計画」という。）に基づき、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減のため、従来より環境に配慮した取組の一つとして、環境負荷の低減に資する物品や役務（環境物品等）の調達、いわゆる「グリーン調達」等を推進してきたところである。

今般、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律。以下「法」という。）が平成13年4月から全面施行されたことを踏まえ、同法第10条に規定する環境物品等の調達の推進を図るための方針（徳島県グリーン調達等推進方針。以下「方針」という。）を定め、計画に示す本県におけるグリーン調達等について、その一層の推進を図る。

2 対象範囲

知事、企業局、病院局、公安委員会、各種行政委員会等及び議会が行う事務及び事業に伴う調達。自ら実施するものはもとより委託によるものを含む。

3 基本的考え方

- (1) 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正な調達数量を検討し、調達総量をできるかぎり抑制する。
- (2) 物品等の調達に当たっては、価格や品質などに加え、環境への影響を考慮するものとし、資源採取から製造・流通・使用・廃棄に至る物品等のライフサイクル全体にわたっ

て発生する様々な環境負荷（地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生態系への影響、廃棄物の増大など）が相対的に小さいものの選択に努める。

具体的には、次の事項を考慮した環境物品等を優先的に選択する。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期使用・再使用・有効なりサイクルができること。
- ⑤再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑥廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

- (3) 調達した物品等については、長期使用、適正使用、廃棄時の分別など、環境に配慮した使用等に努める。
- (4) 環境物品等の調達を効果的に実施するため、物品の販売又は役務の提供を行う事業者に対し、必要に応じ、その環境物品等に関する情報の提供を依頼する。併せて、物品等の納入時の過剰包装の見直しを依頼する。
また、当該事業者自身がこの方針に準じたグリーン調達を推進するよう働きかけるものとする。

4 グリーン調達の推進方法

(1) 特定調達品目

本県において重点的に調達を推進すべき環境物品等の品目であり、グリーン購入法第6条第1項に基づき国が策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）の規定に準じる。

(2) 判断の基準

物品等が環境負荷の低減に資することを判断するための基準であり、国基本方針にある特定調達品目については国基本方針の規定に準じる。

なお、本県独自の判断基準は、別添1のとおりとする。

(3) 調達目標

判断の基準を満たす物品等の調達の数値目標のことであり、別添2のとおり定める。

なお、判断基準を満たす物品等が存在しない場合及び判断基準を満たす物品等を選定すると、品質、性能等の問題で業務上支障がある（用途上やむを得ない理由がある）場合には、調達目標（数値目標）の算定対象から除外する。

また、委託についても、調達目標の算定対象から除外する。

(4) 調達方針

ア 特定調達品目の調達

特定調達品目の物品等を調達しようとする際には、判断基準を購入条件に明示するとともに国が実施する「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」をはじめ事業者が作成するカタログ等により確認するなどの方法を通じ、原則として判断基準に適合するもの（特定調達品目等）を選択する。

【グリーン購入ネットワークHP <https://www.gpn.jp/>】

また、調達する品目に、判断基準に適合する「徳島県認定リサイクル製品」がある場合には、数量、価格等を考慮の上、優先的な調達に努める。

なお、用途上やむを得ない理由があるなどの場合は、その旨を物品購入伺等に記載するとともに、物品契約担当者等の確認を受けるものとする。その場合においても、環境負荷が相対的に小さいと判断される物品等を選択するように努める。

イ 特定調達品目以外の物品等の調達

特定調達品目以外の物品等を調達しようとする際にあっても、「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「徳島県リサイクル認定制度認定マーク」等の各種環境ラベル等を参考にするなど、できるかぎり環境負荷が相対的に小さいと判断される物品等を選択するように努める。

【(財)日本環境協会エコマーク事務局HP <https://www.ecomark.jp/>】

(5) 推進体制及び実績の把握

グリーン調達については、計画全体と同様に、全庁的に取組を推進するとともに、その実効性を確保するため、調達実績を毎年度集計・点検・評価し、調達目標を設定している分野について、その概要を公表するものとする。

5 方針の見直し

本方針については、環境物品等の開発・普及の状況並びに調達実績等を踏まえ、見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年11月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成27年10月9日から適用する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から適用する。

別添 1

徳島県独自の判断の基準

1 分野 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

品目	判断の基準
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	自動車の調達にあつては、次のとおりとする。 【導入手順】 (1) 国基本方針の判断の基準を満たすこと。 ただし、国基本方針の判断の基準を満たす自動車の中で、必要な機能を満足する適当な自動車がない場合は、当面の間、内燃機関を有する自動車（ガソリン、軽油及びLPガスを燃料とする車両）から以下の手順で選択すること。 ○選択優先順位 a 低燃費車・低排出ガス車（法の判断基準） b 低排出ガス車 c 低燃費車 (2) 上記(1)のいずれにも該当するものがない場合には、燃費及び排出ガスの量を勘案し、環境への負荷が少ない自動車から選択する。 （例えば、ディーゼル車を選択せざるを得ない場合でも、上記(1)と同様に低燃費車・低排出ガス車等があれば、これに準じた選択優先順位のもと、選択する。）

2 分野 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

品目	判断の基準
会議運営	国基本方針の判断の基準に加え、次の事項に留意することとする。 ○留意事項 会議等（県自ら開催するものも含む）における飲料の提供にあたっては、環境負荷の低減に資するべく、次の事項に十分留意すること。 ア. 会議の開催にあたり飲料の提供は必要であるか、水筒の持参を求めることはできないか十分に検討すること。 イ. 飲料の提供が必要な場合は、ラベルレスや地産地消の製品等、環境やエシカルに配慮した製品を選択すること。 ウ. 飲料の提供が必要な場合に、コップやストロー、マドラー等は必要であるか十分に検討すること。 エ. コップやストロー、マドラー等が必要な場合は、環境に配慮した製品を選択すること。

別添2

徳島県グリーン調達等推進方針 分野ごとの調達目標

	分野	調達目標
1	紙類	100%
2	文具類	
3	オフィス家具等	
4	画像機器等	
5	電子計算機等	
6	オフィス機器等	
7	移動電話等	
8	家電製品	
9	エアコンディショナー等	
10	温水器等	
11	照明	
12	自動車等	
13	消火器	
14	制服・作業服等	
15	インテリア・寝装寝具	
16	作業手袋	
17	その他繊維製品	
18	設備	
19	災害備蓄用品	
20	公共工事	積極的な調達に努力 (目標の立て方を検討)
21	役務	100%
22	ごみ袋等	